



特別
7376



門 5
號 7376
卷

下秋葉
總孫兵衛
房藏書

昭和三十一年
十月三十日
購求

新編
國史考
杖桑集

國史考杖桑集
略記

青
緒

秋葉
義

古書と云ふ書は事古き書目録子見え
小在るに其文を引考る見え
今其書の世
ありける其を以りたる書なり
考ふにまづ

本朝書籍目録子
此書奥書子以禁裏御本令書寫了次
時注文云又次子此抄入道大納言實冬卿密所借
賜之本也永正二年八月四日寫之師名在判とあり但
一以禁裏御本云此九月四日寫之本無と古寫本
在るに據るに此目錄仁和尚宮の本とあり寫たり
由なるに世に仁和尚書籍目錄と稱ふに誤り嘉吉
元年三月十二日建内記本朝書籍目錄内人の所在
注進分今日内々奏聞付親長申入る五月四日の同記
子本朝書籍事可被尋園城寺之由以奉會申聖護院と

見よしこの此目錄の事なり師名主の此目錄寫
さきより永正二年より六十餘年以前の事なり
新國史十本四十卷或號續三代實錄大江朝綱撰古寫
十本の字數又一本二十四卷とあり四字一行なる
一其由ハ下云云考知魚一江字一本
あるをその細字印本に繩とあり一本
そのありれ書どもに細と書し一隨ふ
或清慎公撰自仁和至延喜に載る今按ふれば自仁和
と宇多天皇代御世をさし云魚一但仁和の孝
光天皇の年號あり其三年八月廿三日天皇崩御あり
實錄に載らる事ハ三代さく宇多天皇踐祚あり尚仁
和代年號を用ひさせしより五年四月廿七日に寛
平と改まのつと其御治世の始の年號をさしこ

自仁和とり魚なりハ考定する證なりてハ光孝
天皇を仁和帝に稱し宇多天皇を寛平帝と稱しハ
その後まことハ云つハ異なりたひまらふべ
くハ海に至延喜とハ延喜を醍醐天皇の御世の始
より其年號あり後延喜と改らるる後世延喜
帝と稱し奉まゝ例も此天皇代御世を以てなり
大江朝綱朝臣ハ少納言玉淵朝臣の三男と辨官な
るとつゝ參議正四位下海てなり天徳元年十二
月廿八日七十二の卒らるる後江相公稱する
文人なり惟宗、冠、亮の政事要畧天曆五年十月五日の
文子、九、大辨、大江朝綱に記せり下し、帷下、第

一傳也
注せし
清煥公ハ小野宮関白藤原實頼公ハ謚なり

海ノ拾芥略要抄天正の頃撰角の書と見ゆ拾芥抄と稱小
史五十卷村上御時小野宮殿奉仰被撰之云云或號續

三代實録自新國史後諸家記録相並出來目錄在別と

考たる趣をまつるも字多天皇ハ御世

の御世の御定より朱雀天皇ハ御時撰國史所を

置き其別當撰者を定む前史三代實録子續て宇

多醍醐二代の史を修撰ふべく事始むる草案四

十卷阿々其々新國史とり次の御代村上天皇

の御時子及び前代朱雀天皇の史を續き撰ふ

き由重く詔あり事ふり又撰繼ぐ三代の紀を

合く五十卷とす此より草案の新國史を續三

代實録ともりなる御時史とて撰む

草案ハ修撰の功を竟一と既り定置せむの

奏進の期子及らぬ事あり其草案三たうせ

たりしハその草案を写せる本のありた

海々世も遺を傳たりたものともた

まかく考へたる由ハ類聚符宣抄ハ撰國史所の部

のせたる宣旨文ハ朱雀天皇の御世兼平六年十一月

三

廿九日大納言藤原恒佐卿中納言平伊望卿為撰國
史所別當同日小右少辨大江朝臣朝綱也直直撰國史所
と見之書籍目錄子新國史也此朝綱朝臣の撰と見之
事上由引乃の如く猶下り心論子可

同七年十二月廿二日小史生善友滋賀相國天慶
八年九月廿八日小史生奈癸元雄左史生勝良成上藤
枝也直直撰國史所と云は村上天皇の御世より天

曆二年六月廿二日小史生泰部安平同七年六月十三
日小史生美努直香成直直撰國史所同八年六月廿九
日小參議備前守大江朝綱朝臣成直為撰國史所別當
前子兼平六年此別當と為さる恒佐卿も同七年右
大臣小右少辨天慶元年薨るも伊望卿も兼平七年

大納言為さる天慶二年十一月十六日薨るの事此
天曆八年迄十四年の間別當代嗣去りなり
抄子の同別當子為さる直直旨
文見見省省なりなり直直旨
大外記御船宿禰傳説也如舊直撰國史所の前子直
撰國史所の事此抄子なり下下なり
然る例なりなり同年七月十一日

子少監物平季明越前權少掾清原仲海等以能登守藤
原利博故左少史笠雅登之替直撰國史所天德元年
十二月廿八日參議大江維時朝臣成大江朝臣朝綱卒
去之替直為撰國史所別當橋忠幹朝臣也直撰國史
所應和三年二月二十三日以備後權少管乃正統朝
臣右少史并原連扶也直撰國史所康保元年八月

廿八日に史生額田良秀哉美勢真香任備中權大目之
替直令直撰國史所同五年三月七日に史生肥田維延
左史生大石清廉等を直令直撰國史所とて冷泉天
皇の御世にわたり安和元年八月廿二日子大主鈴
奈春樹を直撰國史所同二年二月十三日子史生日
置卿明を額田良秀任讚岐權大目之替直撰國史所
と云ふまゝに連ね載せり其康保五年三月七日云々
の次同四年四月廿六日大外記菅乃正統朝臣の奉沙
被右大臣宣稱式部少輔橘朝臣雅文所申國史隨
彼請申直令出見見了之後全可返收者こりゆる宣旨

文を載たり此ハかり國史ハ草案哉請申より
許し見せりやうなるなりハかり國史草案
ハ成たりを刪定修撰の功代畢つて奏進し行上
らば廢たりが故りき前史ハ例つて題名も
あらば新國史との呼びを其草案
を寫傳つてりて百練抄貞永元年
十月二日以下於前関白里第被定讓位依應德例
也權中納言定家注出寛平史今度依可追彼例也
寛平史もりの新國史の草案ハ宇多天皇紀を云ふ
形に依り諸神記神名帳頭注等ハ新國史曰仁和

仁皇五十八代光孝帝

改元己酉

五年四月乙亥詔朕之外祖母當宗氏神在河内國自今年可祭始之狀仰畢（頭元）とあり及さらし史の文體（カヤサ）より
も年中行事秘抄（頭元）寛平御記云仁（和）五年四月十四日乙
亥云くと全件の文を載たるを抄むる新國史より御記
の文のまゝ採り載せしむる文を成へざらん
のり事決りしをきてもその其草案をて廢（ヤ）りし
證とを之に形（次）引く新儀式（次）を見ても新國史
の成りぬるにありありなるをわらひ合（合）とてしむる
下（下）に澤（澤）の釋日本紀（下）に引く新國史の初講日本紀の
文を成のり見ゆふと書載りし然記ししものなるは
しむる 此國史修撰此業の創（創）まり其の功畢（功畢）ありし

て廢（廢）りしけり謂を考るゆは新國史（儀式）云修國史事修
國史隔三四代修之先定其人修畢奏進之後頒下所司
と見ゆる此事定まりし年頃を載せんと宇多天
皇の御世に定るせむるなり一其ハ此御世に三
代實錄（清和陽成光）撰（撰）るべき由詔ありし其人を定
めぬるに其頃因（ナクサキ）に向後の修國史此事を云く
と定りたるにせむるなり 三代實錄ハ次の
再およの功畢（再）つる奉進（奉進）らるるに此史撰りし
る事の由りたる序文より見ゆるに又序に
撰者の中源能有公の事を云つる年らりしは推
考ありし此修撰の詔ありし寛平の詔つるの事と
湯成天皇の御世に慶四年十二月十六日史生上七野

諸家記録相並出來目錄在別とみえらるる此公村上
世の始ハ左大臣補補されり康保四年大政大臣任
され同五年関白補補されり天禄元年撰
政子為されり其朱雀天皇の次の御代村上天皇の御
年薨乃為傳其朱雀天皇の次の御代村上天皇の御
時子村上天皇の御代清煥公勅此撰國史の惣裁と
なりし前子詔ありし宇多天皇醍醐天皇二代此史子
續ぶる前代朱雀天皇此史を修撰多々旨重く勅可
りしなりしなりし其修撰の三代の史を續三
代實録と號しけり上子注せらるる天
年むしと撰國史所の別當慶二年の頃や別當十餘
八年子大江朝綱朝臣や別當や別當十餘なりしなりし
りしなりしなりしなりしなりしなりしなりしなりし
子修撰の業や勵なりしなりしなりしなりしなりしなりし

此興宛宛りしなりしなりしなりしなりしなりしなりし
來目錄在別とみえらるる由や考なりしなりしなりしなりし
代の事記なりし新國史子續なりしなりしなりしなりしなりし
りしなりしなりしなりしなりしなりしなりしなりしなりし
天皇の御世安和元年十月なりし存り按なりしなりしなりし
卷子村上天皇此御世第二卷なりし同御世なりし冷泉天
皇此御世なりし安和元年九月なりし載なりしなりしなりしなりし
りしなりしなりしなりしなりしなりしなりしなりしなりし
天皇の御世なりし三代の史なりし事海なりし明なりし
て此書なりし修撰の功なりしを畢なりしなりしなりしなりしなりし

草案なれともむらり〜續三代實録との稱もて略
よりれす〜中新國史と稱へり〜なる傳り〜書
籍目錄に新國史四十卷と載らるる宇多天皇醍醐天
皇二代記を寫し傳へたるもの本の卷數なるべく
又通憲藏書目錄に新國史を載せ年紀を注し〜宇多
天皇醍醐天皇の二代に止りたる也同本も〜略要抄
に五十卷とあり〜後小勅あり〜朱雀天皇の御代に
記を合せり〜本の卷數も〜あり〜圓融天
皇に御世にあり〜貞元元年丙午天元年三辰年同五午
年と相あらし〜禁裏より火起り〜宮殿諸寮俄なる

炎上の災あり〜度ら字に何れとあり〜燒亡した
る由記録とも見るなり〜此時の草案
は國史も燒亡なり〜答宜抄に安和二年の度まで
此初度のさしせん其さし
火災の貞元元年ま〜八年なり
〜續日本紀の修撰の時撰
字元年紀全記て存らざり〜事紀に載るる延暦十
六年の表文に見るなり〜事紀に御世を然る事の
あり其後更にもて〜撰國史所を置る事也
〜其業の廢るるものなり〜
の御
世のさし〜推考さす〜書籍目錄に新國史を大江
朝綱撰と一人の名を擧げり〜村上天皇の御世此ぬ

一の別當の時寄宣抄より天曆八年六月廿九日
月二十八日卒去 成なる四十卷の草本の時の上首たり故
に姓名を載らざるなり信海、或清慎公と有
ハ同御世此公惣裁ふたると是の事とて朱
雀天皇の紀より此公代名代載たりとすはたはと
いす、草案あり全部此公の所つかりあり然
も云づる形あり、此國史右に云ゆるおとく草案
の在りのみ、うけむり、葵進子及むとて亡
たる故あり信海、ハ以新儀式を見ざる撰國史所
ハ一條を抄うて久公の用ひたり、

聞きし事なり、世に普ハ廣すら、
正中元年の花園天皇の御記凡當年所讀本朝書
並記録と六國史の次、本朝世記、律令、古事記、古
語拾遺、次子記録、桃華、葉、御記、新國史と
代實録と載る共、子卷數紀年の能書撰者の名を注
次子新國史と奉る宇多天皇己來之事也との記
て卷數撰者注、子、本書と見あり、
なり、同公の作り、尺素往來、此書名を國
史に連載也、古書、こゝろ、新國史の文、引、
り、を希あり、其文も、少、
の、全書ハ、失て抄本の、
る、成採する、その、
此御世の事を引、
道憲藏書目録

心欽たつて抄りしむけやくよりらるる世子稀な
るげむのりく古書より引載たる新國史の文を
予が見阿らるるをあらり阿らるる

源氏物語の花鳥餘情一條兼良公文明四年著若菜卷上の部子

云新國史云仁和四年八月十七日於新造西山御願

寺行先帝周忌御齋會宇多天皇の御世の事なり按

先帝と光孝天皇の御あらるなり

諸神記の記部氏まゝ神名帳頭注部兼當宗神社之

下に云新國史曰仁和五年四月乙亥詔朕之外祖母

當宗氏神社在河内國自今年始可祭之狀仰畢宇多

の御世

大日本史宇多天皇紀云寛平元年九月廿四日修

御八講於嘉祥寺四日註に云宸筆御八講記引新國

史〇此宸筆御八講記何御世

其本書と見ど

新儀式に云新國史云修國史事修國史隔三四代修

之先定其人修畢奏進後領下所司按此文章宇多天

皇の御世の御定なるべし

仁安二年大倭神社注進狀云新國史曰寛平九年

冬十二月壬寅朔甲辰奉授五畿七道諸神三百四十

社各位一階官符云大和國大和天國魂神奉授正一

續きく宇多醍醐朱雀村上冷泉圓融花山天皇乃ら
此七代より今上^上一條天皇の御世の長徳すくひ
若く八代の時歴を記せる書^公事決^一明衡往來
作者藤原明衡朝臣と後朱雀
後冷泉の天皇代御世の人ちの文中に杖桑集同可一
見侍云々返翰の文中に樂府杖桑集隨命奉借杖桑集
紕繆已多是書寫之人誤也無畫馬慎歎と作^り嘉吉元
年九月十四日万里小路内府時房公記一名建正記に杖桑
集八冊十六卷全部也代百冊正自長橋局被行^之形也
見^るを^るあ^まめ^るは^る八冊と一代と一冊と一巻
數をむ十六卷と一冊と一巻との形と一冊と一巻と慶長

十九年京要法寺より公方より海子獻^る乃ら御本に杖
桑集と題し乃ら缺本三卷あり第幾なりと一巻ハ
仁和帝の起^る仁和帝の御事なり一卷ハ村上帝の起^り
一卷ハ一條帝の起^るとどが^り流^る此八代の中此帝
の御代に當^る乃ら書^を件^の考^を符^り然^る其三卷
以^て世に傳^へる杖桑略記と打^りけ^る異^{なる}事な
く又乃らの杖桑集と具^に普通に杖桑略記の缺本一
卷と廿五の卷と廿四と八の三卷惣て六卷一帙と
乃らの簽題^{ナガキ}あり杖桑集一冊とど然^る杖桑略記と
かの杖桑集も乃ら乃らの體裁に倣^り乃らの前

武天皇より堀河天皇まで七十三代に記する事著し
濫觴抄に杖桑記と云ふ引あり此書なりとのほり
然書りも引ありと云ふ引ありとのほり
出然るに近江頃尾崎雅嘉が群書一覽に引あり見
たり本形と云ふ載たり目錄に右の寛治八年に後
り缺あり崇徳近衛後白河二條六條高倉に天皇の御世御
世あり缺後鳥羽天皇に建久二年に記せり見
るに寛治八年より建久二年に皇圓に拱あり此事を
云ふありと云ふ引あり正に此書なりとのほり
これに亦後人の續撰しものありと云ふ引あり今并似閑
が万葉緯に伊勢兵乱記に載たり北畠家の系譜に親

房卿の譜に著書四部云々集杖桑略記神皇正統記職
原抄と見たりと云ふ引あり此傳正に引あり其に親房
卿の續撰ありとのほり引あり又上の件の考に
ことくならむもの杖桑畧記に中宇多天皇に御代と
し一條天皇の長徳まで引あり杖桑集に文あり
魚沼に上り引出たり新國史の文の一條も引あり
なり引書の引ありとのほり新國史に世に引あり
證とも引あり

本朝世紀考附史官記

本朝世紀此事考子桃華葉に本朝世紀信西

法師作寛平一代之國史子三十卷也海本朝書籍目

録帝紀に本朝世紀二十卷藤原通憲撰と載已祖一本

の卷數舊と三十卷と河子一代二小寫誤乃子毛

比なり其由ハ下に云ふ治承三年十月十一日玉

海月實公の日記兼小大外記師尚來中余仰本朝世紀可進

借之由申可持參之旨件文信西法師作之寛平一代國

史云而給師元朝臣令書寫之傳在師尚之許他人一

切不持云仍所尋召也未同十四日同記小大外記

由も通憲主に自の藏書目録にて通憲藏書目録と題し
 後の中なる本と一写本と二部と新國史一結七個馬
 合せ見くあり訂しきり
 世紀上世一結 十一个馬同二世一結 九個馬 仁和一結
 ⑩ 四个馬 寛平一結 十馬 自延喜十一年至同廿二年一
 結 八个馬 自延喜元年と載りしり 宇多天皇醍醐天
 皇の二代と新國史と本書と
 結と書ぶるも新國史の事 世紀と撰録る草本の目録な
 り代都るもなり 下馬若干馬と注しり 世紀の
 事著し 草本の巻数を馬の巻の古字なり
 朱雀天皇の御代の部とのせざるも其本を得らるる
 りつゝなり かく目錄に載りしり 世紀の草本惣と

四十九馬の内仁和寛平とある部三結合して十七馬 但
 仁和三年八月廿六日宇多天皇 海一結四个馬 寛
 平延喜とある内寛平代部三馬とある時を宇多天皇
 の紀三十馬あり 桃華葉子寛平一代之國史より三十
 巻也といひしり 都合あり 但し次子自延喜十一年云々
 とありしり 此一結に中子寛平子次子延喜十年海々の
 部あり 海より右にさしり云々 あり 寛平の部を
 三馬とある時の延喜の十箇年の間は一馬に當る
 五さるる馬數を少くしり 三馬を延喜のりの
 間とせしり あり 一結十馬 自延喜十一年至同廿二

年但十四年二十一年兩年欠と何^{延喜の二十}箇年此間の馬數
とをいさく少なきを打もく及かの四個馬と何^{馬數}の
もせ十四個馬と何^{馬數}の十の字此脱行の形^{馬數}は
故^{馬數}上の引書も補^{馬數}のすて石の二代此草本の甲字多
天皇の紀ハ此目錄記せる後抄出の功畢^{馬數}て三十
卷とせ^{馬數}なり玉海の上帙七卷と何^{馬數}も件の目錄
七個馬世紀上帙と何^{馬數}も合^{馬數}なり但^{馬數}玉海の上帙七
卷^{馬數}後^{馬數}の次^{馬數}の巻^{馬數}は事^{馬數}見^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}惣^{馬數}て^{馬數}の^{馬數}巻^{馬數}數^{馬數}を^{馬數}知^{馬數}ら
る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}目^{馬數}録^{馬數}の^{馬數}世^{馬數}紀^{馬數}上^{馬數}帙^{馬數}次^{馬數}の^{馬數}同^{馬數}二^{馬數}帙^{馬數}と^{馬數}見^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}知^{馬數}ら
る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}四^{馬數}帙^{馬數}三^{馬數}帙^{馬數}と^{馬數}分^{馬數}ら^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}三^{馬數}十^{馬數}卷^{馬數}と^{馬數}す^{馬數}て^{馬數}其^{馬數}字^{馬數}多^{馬數}天^{馬數}皇^{馬數}の^{馬數}紀^{馬數}
も玉海の記す此行の趣もそのなり^{馬數}の^{馬數}明^{馬數}三^{馬數}世^{馬數}の^{馬數}弘^{馬數}海

所^{馬數}より^{馬數}す^{馬數}じ^{馬數}る^{馬數}の^{馬數}後^{馬數}も^{馬數}猶^{馬數}何^{馬數}海^{馬數}ぬ^{馬數}く^{馬數}の^{馬數}弘^{馬數}す^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}可^{馬數}
る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}古^{馬數}書^{馬數}の^{馬數}い^{馬數}は^{馬數}海^{馬數}新^{馬數}の^{馬數}此^{馬數}書^{馬數}を^{馬數}引^{馬數}ら^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}見^{馬數}ゆ^{馬數}
ハ^{馬數}の^{馬數}全^{馬數}本^{馬數}の^{馬數}い^{馬數}は^{馬數}何^{馬數}と^{馬數}ワ^{馬數}ク^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}缺^{馬數}逸^{馬數}る^{馬數}本^{馬數}の^{馬數}在^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}
據^{馬數}す^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}故^{馬數}なる^{馬數}は^{馬數}然^{馬數}る^{馬數}に^{馬數}今^{馬數}ハ^{馬數}其^{馬數}缺^{馬數}逸^{馬數}本^{馬數}を^{馬數}た^{馬數}廢^{馬數}た^{馬數}
る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}や^{馬數}せ^{馬數}り^{馬數}る^{馬數}事^{馬數}成^{馬數}き^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}い^{馬數}は^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}事^{馬數}なり^{馬數}
さ^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}今^{馬數}已^{馬數}が^{馬數}見^{馬數}及^{馬數}び^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}今^{馬數}の^{馬數}古^{馬數}書^{馬數}の^{馬數}引^{馬數}き^{馬數}る^{馬數}こと^{馬數}を^{馬數}其^{馬數}紀
の^{馬數}文^{馬數}ハ

御産部類記也云本朝世紀云寛平五年四月二日庚午
為皇太子天皇御南殿百寮侍列其儀如例册文曰天皇
詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等衆聞食止宣朕即

位以降年月漸積，其間一二皇子生長，
然而頃年五穀不登，志百姓疲弊，志多留依天，
可有煩支事，志不行賜止，志思賜恤賜，志隨法，志可有支政，志敦仁親王，志立天
皇太子，志定賜布此位，志不得已，志置賜，志諸事，志從
儉約，志坊司品官雜色，志不擬舊例，志隨宜就便，志互治
賜任賜布事，志信天百官人等仕奉，志宣勅于衆，志聞食止
宣冊立了皇太子并親天皇賜御裝束一具并櫻色合襪
一雙，志又參觀中宮賜白綾襪一襲蒲桃染襪御衣一重，志末
大_同任坊司等大納言正三位兼行左近衛大將民部卿
陸奧出羽按察使源朝臣能有為皇太子傳中納言兼右

近衛大將從三位藤原朝臣時平為春宮大夫參議從四位
下守左大辨兼行式部權大輔勅解由長官菅原朝臣
道真為亮正五位下守右近衛權中將藤原朝臣敏行為
大進從五位下守右衛門佐藤原朝臣定國為少進右大
史從六位下生忌寸望村為大屬並本官如故，志十
日戊寅奉遣使者於山陵令告立皇太子由

年中行事秘抄當宗祭以下本朝世記云寬平_仁寬
和和_子辨_注其由_云五年四月七日戊辰是日始奉遣河
內國志紀郡當宗氏神祭幣帛使國司一人專當其事使
食薑等並用國正稅永為恒例當宗社天皇外祖母之氏

△新國史曰とて引
すにハ以上脱文

神也 此文師光朝臣の年中行事も載り此書に
秘抄と校合見ゆ計中間國司云く此諸神記神名帳
頭書も引れり中司云く此諸神記神名帳
すてすに秘抄此件の外祖當宗氏神在河内國志紀郡自
四月十四日乙亥朕外祖當宗氏神在河内國志紀郡自
今年可祭非之狀仰畢と可此御記の文と全と諸神記神
名帳頭注に△新國史に此御記の文と全と諸神記神
記の是年の四月乙亥辰の日ハ可祭始之狀仰畢と和
五年四月十四日乙亥辰の日ハ可祭始之狀仰畢と和
記の由相合ゆ其月七日戊辰の當祭始之狀仰畢と和
事の由相合ゆ其月七日戊辰の當祭始之狀仰畢と和
と受て記ゆもの師光朝臣の年中行事諸神記等自仁和五
年被祭云く大概見寛平御記狹と幣帛使と奉遣と
記の由去くと見ゆ後不其事と御記の幣帛使と奉遣と
云と記す事ありと見ゆ後不其事と御記の幣帛使と奉遣と



年云くと記ゆもの師光朝臣の年中行事諸神記等自仁和五
和五年四月十四日乙亥辰の日ハ可祭始之狀仰畢と和
記の由去くと見ゆ後不其事と御記の幣帛使と奉遣と
十四日乙亥辰の日ハ可祭始之狀仰畢と和
かく醍醐天皇の世紀も共々新國史に據り相續
と修撰と志なり功卒ら修撰たり
其原つと新國史も延喜十四年廿一年の部の
缺たり事の蔵書目録に注ゆるが
さつ次の朱雀天皇の御代兼平と後ハ新國史朱雀
草葉の有り事の上と考へ論了更し修撰と修
如くゆり得らる事の上と考へ論了更し修撰と修
為とす御世との記録と文集と草稿と志
乃と今缺なり七世小遺り傳ちり本朝世紀ハ
とゆり蔵書目録に本朝世紀兼平一結十三頁同

紀天慶一結 十五馬 本朝世紀 十三馬 本朝世紀一

結 天養一馬 本朝世紀 一結七馬 合五十一馬と可

る 但し群書類後子収乃る本子天養五馬と可

另世紀代現在本の巻數 但し目錄小載乃る馬數今計

あつた五十四馬なり 稿本 合五十一馬と可

る 其より数字子寫誤あり

す 馬數の上年號れり 例の處字の缺

空乃るも舊本虫をなごど有乃る事 今考ふ處

由なり 又馬數以下も空乃る處あり 字の缺

事 打ちも 然る處 保己一本

三 然る處 保己一本

さして寛平後れ世紀の文と

日本紀略古寫本醍醐天皇の紀れ頭書小本朝世紀云

醍醐天皇 仁和元年正月一日丁巳降誕

乃る 其の三見り 醍醐天皇は御世の始に見

る 乃る文と抄出 注 其のなり 今已

が得乃る 本朝世紀の残缺四部あり 互に異同あり

同書なり 年あり

の差

代

昔家傳傳元 外紀元日一系天皇 永延元年八月 乃る 始行 北野 聖廟

言 二 四

紀天慶一結 十五馬 本朝世紀 十三馬 本朝世紀一

結 天養一馬 本朝世紀 一結七馬 合五十一馬と可

る 但し群書類後子収る本子天養五馬と可

別世紀代現在本の巻數 但し目錄小載る馬數今計

あつた五十四馬なり 稿本 合五十一馬と可

る 其より数字子寫誤あり

す 又馬數の上年號に 例の處字の缺

空 舊本虫を 有る 今考ふ 由

由なり 又馬數以下 空 處 字の缺

り 考 由 紀 處 の

三 然 處 保 己 一 本

さ 寛 平 後 此 世 紀 の 文 と

日本紀略古寫本醍醐天皇の紀 頭書 小 本 朝 世 紀 云

醍醐天皇 仁 和 元 年 正 月 一 日 丁 巳 降 誕

乃 其 之 見 行 乃 醍 醐 天 皇 以 御 世 の 始 子 見

る 文 と 抄 出 注 其 の 乃 今 已

が 得 乃 本 朝 世 紀 の 残 缺 四 部 乃 互 子 異 同 あり

され 且 比 校 乃 同 書 乃 年 乃

彼此 子 寫 傳 乃 卷 の 出 來 乃 文 字 の 差

誤 も 多 出 來 乃 故 今 の 本 と 代

並せ校へ相補の〜見多〜記をかの藏書目録に注せ
 〓兼平より以降の草稿に残缺本なる事決し〜今
 己が集得たるころり此巻の目録を擧ぐ

兼平五年六月

天慶元年 自七月

天慶二年 自四月

同四年 自七月

同五年 自三月
至六月

同八年 自七月

寛和二年 自正月
至六月

正暦元年 自七月

正暦四年 自七月

同五年 自正月
至六月

長徳元年 自七月

長保元年 自二月
至六月

同四年 自八月
至十一月

同五年 自正月
至六月

治暦四年

寛和元年 自七月

康和元年

同五年

康治元年

同二年

天養元年

久安元年

同二年

同三年

同四年 自正月
至閏六月

同五年

同六年 自七月

仁平元年

仁平二年

同三年

かくれおとす 平維章が和學辨に本朝世紀を希代の
 珍書なり 六国史に本朝世紀を七国史と
 近き所あり 近年東都に寫りしもの予が見たり 本
 三十卷あり 近年東都に寫りしもの予が見たり 本
 廿五

とりて今所のまが見づる本どももさうり
分りて巻数等しうら近藤守重の記せるも此
書四十六巻の年紀を載たり己が集りて全くと同
す又和學辨り世紀の事や六国史りなり七国
史とりのてもさうり六国史り比ふる書
と讃めりてさうりさうり六国史り比ふる書
りり十二月すくと同五年の部を合せり一巻を
群書類後本朝世紀残編とて中の一なり但し藏書
目録より兼平天慶天養久安の年號の三見を具餘
り年號ハ字缺と知るなり今考ふつら由り多し
り思ひて處もさうり今考ふつら由り多し
年號を攀りて部の与數に准りて推察するに歴代全
調の考りひもさうり馬數に多りて歴代を合せり五

十餘与なるを考へりて歴代の記録全くと調
ざりてものなりて藏書目録より近
久安すとの年號すて見るを殘缺本より次の仁
平に部すて存りての缺字の處より仁平の字在
りて又藏書目録注せる頃を久安すてもり
またりて其後仁平の記録を得る書継りては
どなり保元代朝家の甚しき亂出來りて平
治代故り不及り十二月十五日信西命失を
またりて功卒りて其草稿の世に遺り
傳ひるものなり今世子現在本へ便りて

合せも分りもあらずの形も、卷數も、定まり、年紀を整へ、その本朝世紀と題し、卷の第幾と記さば、又尾中本朝世紀第幾と書さば、幾字を空なる卷もあり、さうしたる世に記録とも、年紀とも、蒐輯し、續く修撰の料に備へ、その草稿なるが故なり、海に其書中卷首に史官記と標し、其書紙の裡に書さるる本も、あり、無うは、彼に、又、その本に、史官といふ外記と史との両字を惣ても、稱する例なき、その記なる事決し、其史官記といふ

る卷中天慶四年八月六日の下小太政大臣云く被獻辭撰政之表、寫件表案續加弓表卷已り、仍更不載其文、同十一日の下、有令給太政大臣辭撰政表、勅答之、夏上卿召、大外記橋直幹、令作勅答、其文在弓表卷、仍更不載、日記又九月十日の下小官符四通、具旨在長案、又太宰言上、狀者詳載、官符在長案、仍更不注、本解案文、於日記又云く、夏在別日記、なごり、事、同五年四月十日の下小上卿召、権少外記多治文正、仰云可奉、傳止、五月五日、節行幸神泉苑年、日記者、文正即奉覽、仁和五年、日記並年、行幸日記と見、別、再同年の

記文杖桑略記小外記記曰とく載たる文と全同と引
り見ゆ但し其略記の文二條とて天慶二年
の條子収乃の謬なり其を日代に支す明なり略
記事件の外記記曰の四字無記本も有り
省の寫り本有り然る例録も有り
すて其天
慶元年の卷の外記記以文なるべし其記體史官記
と同トすゆ見ゆ其を史官記と云つるも外記記の
一名ならむ又史官記といふ中々外記記も有り
乃るに其差別を未考得どは又略記の右に引
る所も外記記す外記日記と引たる處有り
て其中一本小外記記といふ又一本小外記日記
と書乃る本も有り其記體の同一趣る代思ふ正

く外記日記と云ふ代言省く外記記と云は
政事要略外記日記云々無記見今日信乃諸
牧御馬五十匹牽進と擧ぐ其次第を記し次
小天慶四年九月十三日の例を載し其世記の史官
記中の文を抄畧し記せり其外記局の日記文書等ハ
朝家の重記記録なるを多かり
す日本紀畧に天延三年圓融天皇十二月廿一日今夜
外記局文書自然焼失可謂物忤後朝奏之可令轉讀金
剛般若經者と見そ乃り文書と日記ともあり
其物忤と見ゆ佛經を轉讀せしむるも有り
其御政と見ゆ藤原頼長公の台記久安三年近衛天皇
御政と見ゆ

六月十七日此下在伏座之間云々召大外記師安朝
臣於軾仰曰近代外記日記不書後世何以知朝家之更
自今日後記之可無闕怠師安言曰上古當直史生記之
中古以來依無俸祿不直是以六位外記書之至于故織
部正通景書之其後絕不書仰曰雖須令史生書其俸祿
非上卿之力所及任中古之例可令六位外記書也師安
答曰是募取末外記之役令書之如何仰曰善矣と阿皇
時世記同日の下内大臣殿参伏座云々とあり此
大臣殿を頼世紀の同五年五月七日の條子内大臣
長公召大外記中原朝臣師長被仰曰去年外記日記六

春村宗師業師尚子
見中原系圖

位外記等令注狄早可尋沙汰者仁平元年十月廿日此
條子左大臣八頼長公久安五年七月廿日仰大外記師業云
自久安三年以後上子引考久安三年六月到今年十
月以後外記日記可令注進限以來月十六日若朔日以
前不書進者於常職輩者可召籠陣到叙爵之人者付使
部三人可責伏兼又可擲從者兩三人者と見をり後此
の事ハ見をり此子引久安五年五月七日仁平
元年十月廿日の下り台記缺く傳り此世紀
の文子より然るを當昔既小外記日記を記す
所謂依無俸祿云々とあり趣
あり廢りたりあり有侍と外記とありもの記

國史後抄を神抄僧正逢一條院御時夏昨日被仰僻事也云々とりし事と記すは其國史後抄と通憲

藏書目錄に國後抄十六卷と見之書籍目錄帝紀部小

し國後抄十六卷印本自仁和至堀河院敦基抄

自仁和三年八月廿六日光孝天皇崩す由り

實錄に記すは此國後抄の撰者敦基を尊昇

分胤藤原明衡朝臣の二男文章博士大内記を歴く

正四位下石京大夫至堀河院の御世嘉義元年卒

六十二歳とみえたり當代の事と記すは

清輔朝臣以袋草紙頭書追考し世に國後抄と云抑

り自延喜至堀河院國史後事記之件書二云と記し

少引注すは事見をたりもあれし書籍目錄

と注すは國史後と合す此袋草紙より自延喜と

云々取収きたり又後にも其の世に

去るの世に三つたりし其の書籍目

堀河院の次は嵯峨院とあり其の二帝の

同十代は高祖天皇の御世より百年は前の

久安の後嵯峨天皇の御世より百年は前の

目録に國の下り史字脱れし其の思ふに

中御門右府抄とあり其の書籍目錄同部

史字を省く例あり其の國史後抄今世に

後一條院の長元九年五月十九日すは

本伊勢林崎本と題名り又其の世に

△台記と記す



大納言伊通卿記頭中將新宰相中經宗記侍從大納言
成通卿記侍從中納言助正記以隆記侍從書名を擧げ
も所々又系圖と引けり文も所々所々史官の記と
見ゆ中々通憲の事と載り文所々下の此注の傳
其ハ本書のまゝに引けり採入しものな
き所々ハ正修の所々所々首に本文ハ事件を
約りて目錄の所々標し卷あり其ハ修撰の時目
安らけり此料を書けり置きし所々所々見ゆ所々所々
の處の所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々
所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々
所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々所々

寫置まゝの本を寫傳へたりが世に弘まけり其代な
かす然行りけり由も滋野丹家代祖九條師輔公
又その六代の裔三條實行公の嫡男公教公其二男
滋野丹實國卿等れ名の輔行教國等の字を譯してと
作り代もて知る所但しその所の傍に果て字を書
なりけり又まゝに件の字を譯すも後人の書改り
なりけり元々實宣卿安貞二年薨次公老卿建長七年
薨次に實冬卿乾元二年薨次に冬季卿正安
四年薨云々今も家門を傳傳たり後傳り
その本朝世紀稿本二部記も相補の一本と寫
誤を校訂しまた他本をも校訂し置く其を人々も

課せし寫すしりらぐし讀何れを後行とすか
りの十四卷と私に本朝世紀稿本と云はる文
字に虫食く缺たりや或の破裂く知られざる處ハハ
づきの本心相同ト云ふ上ハ以て原書ハ一本
なりと彼此小寫傳フはるが故なり又既くし誤字
脱字ありしを以て見ゆる處も多けれど一字も私に改
たり事ハありしを在此後缺たる卷を得たりしハ
寫神ハ又好し異本を見たりしを校一訂して
通憲主の傳を大日本史曰○藤原賴長公の傳と合せ
記さるるはれど今省き
り引藤原通憲文章博士實兼子也長門守高階經敏子

養之平治物語系圖曰通憲姓高階氏至子俊憲等卷
復本姓然無題詩及仁和寺書籍目錄書藤原通憲
據之則通憲既復歷事鳥羽崇德近衛三朝叙正五位下
本姓也令從之
任日向守系圖平通憲善相法云天養元年遂任少納
言無何薙髮更名圓空又改信西台記○尊卑分脈九大
臣藤原武智麻呂公の裔文章生實兼の長男母信濃守
源有房女或云下野守有家女或說云若使守通宗女前
齋院女房達諸道人他家不遂儒業不經儒官但子孫皆依
養為子改姓依入他家不遂儒業不經儒官但子孫皆依
歸本姓注當流とあり當流とあり藤原南家流とあり
世紀稿本康治二年正月三日高階通憲叙正五位下
既院判官代也才と天養元年二月七日政少納言高階
通憲源長俊并任後作從事とあり
叙位議何少納言藤原通憲出家三十九件人并任少
日辛未今日少納言藤原通憲出家三十九件人并任少
納言之後改高階復本姓藤原依氏神宗云多素懷
云云久安四年六月十八日の條り入道少納言藤原通

ひりその長とある職檢校といふふさなる世
とつくせうのりりしはるるはるる大人と
を河りられ



天保十四年癸卯首夏以伴翁手澤本書寫了 黒河春村

